



お知らせします 2つの給付金

平成 28 年度
臨時福祉給付金

障害・遺族年金
受給者向け給付金

支給対象者

平成 28 年度分の住民税が課税されない人
※ただし、住民税において課税者の扶養親族
となっている人や、生活保護を受給してい
る人は除きます

平成 28 年度臨時福祉給付金の支給対象者（左
記）のうち、平成 28 年 5 月分の障害基礎年
金や遺族基礎年金等を受給している人
※「高齢者向け給付金」（3 万円）を受給し
た人は除きます

支給額

1 人につき
3,000 円

1 人につき
30,000 円

- ※支給はどちらの給付金も 1 回です
- ※両方の支給対象者に該当する人は、2つの給付金を受給できます

申請手続き

- **申請期間** 申請受付開始は 9 月中旬ごろを予定しています。正式な申請期間は決定次第お知らせします
- **申請場所** 役場福祉人権課「臨時福祉給付金窓口」
※平成 28 年 1 月 1 日時点で、住民票がある市町村に申請してください
- **申請に必要なもの** 申請書類（対象となる可能性のある人には、9 月中旬に郵送します）、本人確認書類（運転免許証、健康保険証の写し等）、振込口座の確認ができる書類（通帳またはキャッシュカードの写し（振込先の金融機関名、支店、口座名義人が分かる部分。ただし、ゆうちょ銀行は通帳のみ可））
※代理人申請の場合は代理人の本人確認書類も必要です。また、町外に住んでいる人に扶養されている場合は扶養している人の非課税証明書が必要です

問い合わせ

- ▷ **申請について** 役場福祉人権課福祉係まで
- ▷ **制度について** 厚生労働省給付金専用ダイヤル☎（0570）037局192番まで